

航空交通管制部組織規則

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四十条第三項及び第五項の規定に基づき、並びに「国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）」を実施するため、航空交通管制部組織規則を次のように定める。

(管轄区域)

第一条 航空交通管制部の管轄区域は、次のとおりとする。

航空交通管制部		航空交通管制部	
札幌	北緯三十九度八分一〇秒東經一三六度四一分四四秒九秒の地点から二九九度に引いた線（以下「A線」という）、同地点、北緯三十九度三〇分一〇秒東經一三七度一四四分四九秒の地点、北緯三十九度三〇分一〇秒東經一三八度四五四分四八秒の地点、北緯三十九度一〇秒東經一三九度五九分四八秒の地点、北緯三十九度一〇秒東經一四一度四九分四七秒の地点、北緯三十九度四四分八分一〇秒東經一四二度一〇分四七秒の地点、北緯四〇度一〇秒東經一四二度三四分四七秒の地点、及び北緯四〇度三二分一〇秒東經一四三度五三分四六秒の地点を順次に結んだ線（以下「B線」という）、同地点、北緯四〇度三三分一〇秒東經一四三度五五分四六秒の地点及び北緯四一度一〇秒東經一四四度四六秒の地点を順次に結んだ線並びに同地点から四四度三度に引いた線以北の区域（本邦及びこれに近接する区域に限る。）	東京	B線、北緯三十九度八分一〇秒東經一三六度四一分四四秒の地点、北緯三十七度四八分三六秒東經一三七度三一分五七秒の地点、北緯三十七度五二分一〇秒東經一三七度五一分四四秒の地点、北緯三十七度一一分一七秒東經一三八度四三分三秒の地点、北緯三十七度三三五〇秒東經一三八度三八分八秒の地点、北緯三六度五二分二七秒東經一三八度三〇分二七秒の地点、北緯三六度九分一四秒東經一三八度八分三三秒の地点、北緯三五度四一分八秒東經一三七度四七分五四秒の地点、北緯三五度一〇分三秒東經一三七度四二分三七秒の地点、北緯三

五度三分東經一三七度一三分三〇秒の地点
北緯三四度五八分五一秒東經一三六度五分
四五秒の地点、北緯三四度四分四四秒東經
一三六度一分五九秒の地点、北緯三四度三
九分一四秒東經一三六度五分二五秒の地点、
北緯三四度六分一〇秒東經一三六度九分三
八秒の地点、北緯三四度四分四八秒東經一三
六度五十三分五秒の地点、北緯三三度四分五
一秒東經一三六度三十四分三七秒の地点、北緯
三三度一六分二四秒東經一三六度二分一秒
の地点、北緯三二度五二分四九秒東經一三七
度二分二六秒の地点、北緯三一度五六分二〇
秒東經一三七度二六分五八秒の地点、北緯三
一度五十七分五四秒東經一三八度二三分四七
秒の地点及び北緯三〇度三十一分一八秒東經一
八度一九分八三秒の地点を順次に結んだ線
(以下「C線」という。)並びに同地点、北緯
三〇度三〇分一四秒東經一四〇度一九分四九
秒の地点、北緯三一度三〇分一三秒東經一四
一度五十分四九秒の地点、北緯三二度三十七分五
秒東經一四一度五十分四八秒の地点、北緯三二
度三十七分五秒東經一四一度五十二分一八秒の地
点、北緯三四度一八分三〇秒東經一四一度四
〇分一二秒の地点、北緯三三度一七分一四秒
東經一四四度一六分五六秒の地点、北緯三五
度五〇分四八秒東經一四四度四十六秒の地
点、北緯三三八度二七分一六秒東經一四四度二
九分四九秒の地点、北緯三三九度一七分二二秒
東經一四三度一四分四九秒の地点、北緯三三九
度五六分四四秒東經一四三度五十二分五八秒の
地点及び北緯四〇度三二分一〇秒東經一四三
度五十三分四六秒の地点を順次に結んだ線によ
り囲まれた区域並びに北緯三四度三十九分一四
秒東經一三六度五十二分五秒の地点、北緯三四
度三〇分二六秒東經一三五度六分九秒の地点、
北緯三四度一八分二六秒東經一三四度五十四分
五秒の地点、北緯三三度三十五分四秒東經一三
四度五十九分五〇秒の地点及び北緯三二度三五
分四七秒東經一三四度五九分五四秒の地点を
順次に結んだ線(以下「D線」という。)、同
地点、北緯三三度六分二六秒東經一三五度三
七分四四秒の地点及び北緯三三度一六分二四
秒東經一三六度二四分一秒の地点を順次に結
んだ線並びにC線により囲まれた区域であつ
て高さが三三、五〇〇メートル未満の区域

[illegible]

航空第一秒東経一三六度五〇秒の地点、北緯三
空一度九分四三秒東経一三五度四四分一〇秒の
交地点、北緯三一度二分五九秒東経一三四〇
通五九分五〇秒の地点、北緯二九度二分四〇
管秒東経一三二度七分三八秒の地点、北緯二
制八度四九分三秒東経一三三度二分五四九秒
部の地点、北緯二七度三分二一秒東経一三二
度四分二九秒の地点、北緯二六度四五分二三
秒東経一三一度五七分四秒の地点、北緯二六
度三七分五八秒東経一三一度五十一分一八秒の
地点、北緯二五度五二分二八秒東経一三一度
九分二五秒の地点、北緯二五度五三分六秒東
経一三〇度三四分四五秒の地点、北緯二四度
五一分三六秒東経一三〇度二二分三秒の地点、
北緯二四度三五分五秒東経一二九度四四分一
八秒の地点及び北緯二三度一四分四七秒東経
一二八度四二分四五秒の地点を順次に結んだ
線並びに同地点から二一八度に引いた線以西
の区域（本邦及びこれに近接する区域に限り、
東京航空交通管制部及び神戸航空交通管制部
の管轄区域を除く。）

2 空域における航空交通及び気象の状況を考慮した飛行経路の設定、交通量の監視及び調整その他の航空交通の管理に関する事務に關しては、前項の規定にかかわらず、福岡航空交通管制部が本邦及びこれに近接する区域を管轄するものとする。

(総務管理官)

第二条 札幌航空交通管制部及び神戸航空交通管制部に、それぞれ総務管理官一人を置く。

2 総務管理官は、命を受けて、航空交通管制部の所掌事務のうち重要事項に関するものを行う。

(航空交通管理管制官)

第三条 福岡航空交通管制部に、航空交通管理管制官を置く。

2 航空交通管理管制官は、空域における航空交通及び気象の状況を考慮した飛行経路の設定、交通量の監視及び調整その他の航空交通の管理に関する事務（航空交通管理管制運航情報官及び航空交通管理管制技術官の所掌に属するものを除く）をつかさどる。

3 航空交通管理管制官のうちから国土交通大臣が指名する者を先任航空交通管理管制官とする。

4 前任航空交通管理管制官は、航空交通管理管制官の所掌に属する事務を管理する。

この省令は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、平成十六年七月一日から施行する。

附 則（平成一七年九月二九日国土交通省令第九七号）

この省令は、平成十七年十月一日から施行する。ただし、第一条の表の改正規定は、平成十八年二月十六日から施行する。

附 則（平成一八年三月三一日国土交通省令第四二号）

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年四月一日国土交通省令第四八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年六月三〇日国土交通省令第五二号）

この省令は、平成二十年七月一日から施行する。

附 則（平成二一年三月三〇日国土交通省令第一六号）

この省令は、国家公務員法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。

附 則（平成二二年三月三一日国土交通省令第二五号）

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は平成二十二年二月十一日から施行する。

附 則（平成二九年三月三一日国土交通省令第二九号）

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年九月二八日国土交通省令第七三号）

この省令は、平成三十年十月一日から施行する。

附 則（平成三一年三月一日国土交通省令第六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三一年三月二九日国土交通省令第二五号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和二年三月三一日国土交通省令第三四号）

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和三年一月二八日国土交通省令第二号）

この省令は、令和三年一月二十八日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年二月二十五日から施行する。

附 則（令和四年二月二四日国土交通省令第六号）

この省令は、令和四年二月二十四日から施行する。

附 則（令和五年三月三一日国土交通省令第二六号）

この省令は、令和五年四月二十日から施行する。

附 則（令和五年九月七日国土交通省令第六八号）

この省令は、令和五年九月七日から施行する。

附 則（令和六年二月二一日国土交通省令第一四号）

この省令は、令和六年二月二十二日から施行する。